

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、  
参考となる他自治体の条例事例 (④コミュニティ)

1. 自治全般に関する条例の事例

(1) ニセコ町まちづくり基本条例

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

(2) 杉並区自治基本条例

規定なし

(3) 多摩市自治基本条例

第3節 コミュニティの役割

(コミュニティ)

第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることがを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

(4) 大和市自治基本条例

第2節 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団(以下この条において「地域コミュニティ」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。

4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

(5) 「文の京」自治基本条例

規定なし

## (6) 足立区自治基本条例

### 第7章 地域の個性の尊重及び区民の自主的な活動の尊重

#### (地域の個性の尊重)

第19条 区は、区内のそれぞれの地域の個性を尊重し、自主性が生かされるような区政運営に努めるものとする。

2 区は、あらゆる国籍の人にとって住みやすく、異なる文化及び習慣と共生できるような、国際社会に開かれた地域社会の発展を図るとともに、国際交流の促進に努めるものとする。

#### (区民の自主的な活動の尊重)

第20条 区民は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。

## (7) 川崎市自治基本条例

### (コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとし  
ます。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進  
します。

## (8) 中野区自治基本条例

### 第4章 区民の合意事項の尊重

第17条 区は、区民の自治の活動を推進するため、区民が地域の課題解決に向けて自ら守るべき  
ものとして合意した事項を尊重するものとする。

## (9) 三鷹市自治基本条例

### (コミュニティ活動)

第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよ  
う、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂(以下「コミュニティ施設」という。)の  
環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を  
基調とした管理運営が行われなければならない。

## (10) 豊島区自治の推進に関する基本条例

### 第3章 コミュニティ

#### (コミュニティの意義)

第10条 コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。

2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

#### (コミュニティを基盤とする活動の原則)

第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。

- (1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。
- (2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。
- (3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。

(区の役割)

第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。

2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(まちづくりに関する提案等)

第13条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。

2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。

3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

## 2. 参加及び協働に関する条例の事例

規定なし